

「国民健康保険における海外療養費制度」のお知らせ

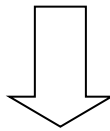
旅行などで海外へ行く人が増えています。

国民健康保険（国保）の被保険者のみなさんが、海外渡航中に病気やけがで治療を受けたときに、平成13年1月1日から保険が適用されることになりました

海外渡航中に治療を受け、そして帰国後、
医療費の一部について払い戻しを受ける場合の
手続きは次のようになります。

海外で

- ①受診した海外の医療機関では、かかった金額の全額を支払います。
- ②その医療機関から治療内容、医療費の内訳等の証明をもらいます。
『診療内容明細書』『領収内容明細書』『領収書』等の書類



帰国後

- ③帰国後、『診療内容明細書』『領収内容明細書』『領収書』等の書類を添付して国民健康保険の窓口へ申請します。
申請には保険証・パスポートをご持参ください。
給付金の支払い先は世帯主の口座になります。
- ④保険給付分が払い戻されます。

※ 海外療養費を申請する時に、上記の『診療内容明細書』『領収内容明細書』『領収書』等が外国語で作成されている場合には、日本語の翻訳文を添付することが義務づけられています。

問い合わせ先
渋谷区役所国民健康保険課給付係
TEL 03-3463-1776

海外療養費は、国内での保険医療機関等で 給付される場合を標準として支払われます。

海外で支払った医療費は、基本的には日本国内での保険医療機関等で疾病や事故などで給付される場合を基準として決定した金額（標準額）から被保険者の一部負担額を控除した金額が海外療養費として支払われます。

具体的には、実際に支払った額（実費額）が標準額よりも大きい場合は標準額から被保険者の一部負担金相当額を控除した額となります。また、実費額が標準額よりも小さい場合は実費額から被保険者の一部負担相当額を控除した額が払い戻されることとなります。

原則として国保の一般被保険者及び退職被保険者とも3歳以上70歳未満の人は標準額（実費額）の7割です。ただし、国保の被保険者のうち義務教育就学前の人は8割、70歳以上75歳未満の高齢者受給者証を持っている人は7割（一定以上所得者）、8割です。

日本国内で保険適用となっていない医療行為は 給付の対象になりません。

心臓や肺などの臓器の移植、人工授精等の不妊治療、性転換手術などは対象外ですので、注意してください。あくまでも、その医療行為が日本国内で保険診療の対象となっているものに限られており、世界でもまれな最先端医療、美容整形などの医療は対象外です。

また、自然分娩は保険医療対象外ですが、出産育児一時金が支払われます。

次の事項には十分ご注意ください。

- 詳細については、健康保険の窓口にお尋ねください。
- 払い戻金の請求期限はその治療費を支払った日の翌日から起算して2年間です。
- 必要に応じて民間の海外旅行損害保険等にも加入しましょう。
海外の場合、日本と同じ病気や怪我でも国や医療機関によって請求金額が大きく異なります。
- 海外に行く前の予防接種や帰国後の検診は受けるように努めましょう。